

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 五三
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 五三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五三
- 国土調査として指定した件三件 五三
- 保安林の指定をする予定である件 五三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五三
- 道路の区域を変更する件二件 五三
- 道路の供用を開始する件 五三

公 告

- 争議行為を行う旨通知があった件 五四
- 落札者を決定した件 五五

告 示

福島県告示第六百七十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人佐原病院通所リハビリテーション事業所	喜多方市字永久七六八九番地の九	医療法人佐原病院	喜多方市字永久七六八九番地の一	令和五年九月一日	通所リハビリテーション介護予防通所リハビリテーション

(社会福祉課)

福島県告示第六百七十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
フジ薬局 矢吹店	西白河郡矢吹町八幡町二七二	株式会社 Lasia Q	須賀川市本町四七	令和五年九月三〇日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第六百七十八号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十一月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イエローハット郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目二百八十一番三ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

内環状線の中央分離帯のない部分について、「図面三 建物配置図及び一階平面図」では、ポストコーンを設置する計画となっているが、設置するためには対面事業者の同意を得た上で、道路法二十四条承認工事申請を行うこと。

2 防犯対策への協力

事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

3 騒音の発生に係る事項

(一) 原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機を設置する場合、騒音規制法、振動規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき事前の届出を提出すること。

(二) 営業時間内においても駐車場の利用者に対してアイドリングストップを周知し、騒音に係る周辺住環境への影響の低減に努めること。

4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。

5 廃棄物に係る事項等

(一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

(二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

6 その他

(一) 三千平方メートル以上の土地の形質変更が発生する場合、工事着手の三十日前までに土壌汚染対策法第四条第一項に基づく届出を提出すること。

(二) 洗車場に自動式車両洗浄施設(門型洗車機等)を設置する場合、工事着手の六十日前までに水質汚濁防止法第五条第一項に基づく特定施設の設置届出を提出すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大玉土

地改良区から令和五年十月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百八十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

湯川村

二 成果の名称

湯川村大字湊の一部(上田谷地地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百八十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市熱海町石筵の一部(石筵第八地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

天栄村

二 成果の名称

天栄村大字柿之内の一部(広戸第二十五地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

- 双葉郡富岡町大字毛萱字前川原一七、一八、三四、五一の一、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二、六七二の一、六七四の一、六七五の一、六七六の一、六七六の二、六七七の一、六七七の二、六七八の一、六七八の二、六七九、六八〇の一、六八〇の二、六八一の一から六八一の三まで、六八二の一、六八二の二、六八三の一、六八四の一、六八五の一、八三四から八三六まで、八六三、字浜畑九六の一、一〇七、一〇九の一から一〇九の四まで、一一〇の二、一一一の二、一一八の一、一一九の一、一二〇の二、一二〇の三、一二七の一、一二八、一二九の一、一二九の二、一三〇、一三一の一から一三一の三まで、一三三の一、一三四の一、一三七の一から一三七の三まで、一四五の一、一四六、一五〇の一、一五一の一、一五二の二、一五四の一、一五五の一、一五六、一五七、一五七の二、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一六〇の一、一六一の一、一六二の一、一六三の一、一六四の一、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一八一、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六の一、一八八の一、一九〇、一九一、一九二の一、一九三の一、一九四の一、一九五の一、一九七の一、一九八の一、一九八の二、一九八の五、二二六、二二六、二二七、二三二から二三四まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡葛尾村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

田村市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに田村市役所及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀雅雄

Table with 4 columns: 路線名, 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員 (メートル), 延長 (メートル). It details road area changes for National Route 289, listing specific locations like Naito and Utsunomiya and their respective area and length adjustments.

で 南会津郡南会津町田島 字鎌倉崎乙二七番一六 地先から 同 郡同 町田島 字東荒井七番一地先ま で	変更後	C 一〇・六 二一・六	二、〇〇三・三
南会津郡南会津町永田 字風下一番一地先から 同 郡同 町田島 字東荒井七番一地先ま で	変更後	A 一〇・六 六五・四	二、五三四・一

(道路計画課)

福島県告示第六百八十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年十一月七日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名 一般国道 三九九号	区 間 いわき市平字北目町五 五番一地先から 同 市好間町川中子 字八方屋二七番一地先 まで	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前 三〇・〇 八八・〇		七三・〇
		変更後 一六・八 一六・八		七三・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき

建設事務所で令和五年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名 一般国道三九九号	供 用 開 始 の 区 間 いわき市平字北目町五五番一地先 から 同 市好間町川中子字八方屋二 七番一地先まで	供 用 開 始 の 期 日 令和五年十一月七日
-------------------------	---	--

(道路計画課)

公 告

公告第二百十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福
 島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介
 護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を
 行う旨、令和五年十月二十三日付で通知があった。

令和五年十一月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一日時 令和五年十一月九日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協い
 いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーショ
 ンサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステー
 ション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステー
 ションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護
 ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院
 付属せいきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生
 協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生
 協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療
 所、医療生協きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたス
 テーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、JA福島厚生
 連農村健診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島
 厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、
 坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、JA福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹
 田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。
（雇用労政課）

公告第219号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 凍結抑制剤E（塩化カルシウム（粒状）25kg／袋） 予定数量34,300袋
 - 凍結抑制剤F（塩化カルシウム（粒状）0.5t／袋） 予定数量1,070袋
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和5年10月5日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社リンペイ 福島県福島市方木田字谷地18番地の1
- 落札金額
 - 1袋あたり2,050円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - 1袋あたり40,500円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年8月25日

（入札用度課）